

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社グループでは社会から信頼される企業であり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実に努めています。経営の効率性を高めながら適法性と透明性を保ち、すべてのステークホルダーへの社会的責任(CSR)を果たしていく経営体制を構築すべく、経営体制の整備充実に取り組んでいます。今後も継続して内部統制システムのレベルアップに取り組むとともに、最終的にはそれらを運用する一人一人の意識の向上が大切であることから、「リケングループ倫理規範」を基盤に置いた人材の育成を継続し、健全且つ透明な企業組織を維持し、社会の一員として、全てのステークホルダーの方々との相互理解や信頼関係を築きながら、企業の持続的成長と社会の持続的な発展(サステナビリティ)を目指してまいります。また、当社は金融商品取引所の規定する「コーポレートガバナンス・コード」に賛同し、その理念や原則の趣旨・精神等を踏まえた様々な施策を講じて、コーポレート・ガバナンスの強化に努めていくことを基本方針としています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新](#)

【原則1－2. 株主総会における権利行使】

補充原則1－2(4)

当社は外国人株主の比率や株主の議決権行使比率を考慮し、海外投資家や機関投資家の要望も踏まえて、議決権電子行使プラットフォームの採用や招集通知の英訳について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新](#)

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

<政策保有に関する方針>

当社は、中長期的な企業価値向上を図る観点から、事業戦略上の重要性や取引先との関係強化等を総合的に勘案し、政策保有株式を保有する方針です。また取締役会は、その必要性について定期的に検証し、判断します。

<政策保有株式に係る議決権の行使に関する基本方針>

当社は、保有株式の議決権の行使については、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資するものか否かを判断した上で、適切に議決権を行使します。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役が、自己または第三者のために当社と取引を行おうとする場合は、会社法で定められた手続き及び取締役会規則に基づき、取締役会の承認を得るとともに、その重要事実を取締役会に報告するものとしています。また、倫理規範において、役職員の利益相反行為の禁止を明文化しています。

・倫理規範(概要) <http://www.riken.co.jp/csr/index.html>

【原則3－1. 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念や行動規範、中期経営計画を当社ホームページにて開示していますので、参照願います。

・経営理念・行動規範 <http://www.riken.co.jp/company/management.html>

・中期経営計画 <http://www.riken.co.jp/ir/plan/>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページにて開示していますので、参照願います。

<http://www.riken.co.jp/csr/governance.html>

(3)取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針・手続

【方針】

当社の取締役報酬は固定報酬と株式報酬型ストックオプションによる業績連動報酬(業務執行取締役のみ)で構成されます。

当社は、内規において役員の報酬等の額の決定の方針について定めております。これらの方針に基づき、1年ごとに会社の業績や、経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し、役員の報酬等の額を報酬額範囲内で決定しています。

【手続】

各取締役の報酬額については、代表取締役が社外取締役に事前相談し、意見を訊いた上で取締役会に諮り、決定することとしております。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

【方針】

当社は、取締役候補者の指名については、取締役としての職務を適切に遂行できる、会社経営や当社の業務に精通し、かつ専門性を備え、人格・見識に優れた人物を取締役候補者として指名します。監査役候補者の指名については監査実務を適切に遂行できる、会社経営や当社の業務に精通し、または、法曹、行政、会計、教育等の分野で高い専門性と豊富な経験を有する、人格・見識に優れた人物を監査役候補者として指名します。

【手続】

取締役・監査役候補者の指名については、代表取締役が社外取締役に事前相談し、意見を訊いた上で、取締役候補者は取締役会にて決定、監査役候補者は監査役会の同意を得た上で取締役会にて決定することとしています。

(5) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補者につきましても、今後、株主総会において候補者を提案する場合には、「株主総会招集ご通知」の参考書類において当該候補者の選任理由を開示します。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(1)

取締役会は、執行役員による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項(株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式等に関する事項、一定規模を超える投融資に関する事項)およびあらかじめ取締役会で定めた取締役会規則に規定する事項(経営方針・中長期経営計画、重要な情報など開示、経営に関わる重要な事項)を議論し、決議しています。

また、執行役員を中心に構成される経営会議を原則として毎月2回開催し、取締役会の定めた経営の基本方針に基づき、各種経営課題の審議及び業務執行に関する全般的な統制を行なっております。

当社は、決裁基準に取締役会・経営会議などの会議体及び業務執行役員・部長などの権限を明確に定め、それに基づきそれぞれの決定機関・決定者が審議・決裁を行なっています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役2名を選任しています。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

当社は、執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することにより、コーポレートガバナンスの強化と経営意思決定および業務遂行の迅速化を図っています。

当社の取締役会の人数は、定款で定める員数である10名以内とし、実効性ある経営体制及び取締役会における実質的な議論を確保するために必要且つ適切な人数で構成することを基本としつつ、取締役会における多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して決定します。

補充原則4-11(2)

取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況を株主総会招集通知の事業報告にて開示していますので、参照願います。

・株主総会関連資料 <http://www.riken.co.jp/ir/stock/shareholders.html>

補充原則4-11(3)

取締役会の実効性について分析・評価した結果の概要は、以下の通りです。

1. 取締役会を原則月1回開催し、取締役会規則に基づき重要案件を適時・適切に審議しています。
2. 社外役員には取締役会の前日までに議題の事前説明を行っており、十分な審議が出来るよう配慮しています。
3. 会議資料及び説明内容が十分であったか、審議時間が十分に確保できていたか等、取締役会の運営に関しても定期的にチェックし、改善を図っています。

当社は今後も取締役会の機能強化、運営の改善を図り、取締役会の実効性を高めてまいります。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14(2)

社外取締役および社外監査役に対しては、就任時に当社の事業、製品知識、財務、組織等につき説明をしています。社内出身の取締役および監査役に対しては、就任前に必要に応じ研修を行います。また、すべての取締役・監査役に対し、就任後においても外部機関の活用を含め、必要に応じて継続的に研修等を実施します。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 当社は、株主の皆様との長期的な信頼関係を構築するため、公平且つ建設的な対話を行ってまいります。

(2) 株主との対話全般については社長が統括し、管理部総務課及び経営企画部が担当します。また、対話を充実させるため、その他関係部門と連係を図っています。

(3) 株主や投資家に対しては、当社ホームページを活用した情報発信を積極的に行なうとともに、電話会議やスマートミーティング等のIR活動を積極的に行っております。またアリスト・機関投資家向けに決算説明会を年1回開催し、社長が説明を行なっています。

(4) 当社は対話の中での株主の意見につきましては、適宜経営幹部、関係部署にフィードバックしています。

(5) 当社は、決算発表準備期間のサイレント期間を設けるなど、重要な内部情報が漏洩しないよう、「内部者取引防止規定」に基づき、情報管理を徹底しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社みずほ銀行	4,863,500	4.57
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NVI01	4,518,000	4.24
日立金属商事株式会社	3,564,750	3.35
日本生命保険相互会社	3,528,550	3.31

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,389,000	3.18
株式会社第四銀行	3,202,420	3.01
三井住友信託銀行株式会社	2,617,000	2.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,553,273	2.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,296,000	2.16
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	1,901,000	1.79

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
兼元 俊徳	弁護士											
平野 英治	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
兼元 俊徳	○	—	警察庁における要職と、インター・ポール総裁等を歴任され、現在は弁護士として活躍される豊富な経験・識見と、リスク管理に関する高度な専門性から、当社の論理にとらわれず、企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であり、社外取締役に選任しています。なお、同氏と当社は特別の利害関係ではなく、大株主企業および主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しています。
			日本銀行等における豊富な経験・識見と、財務・国際経済に関する高度な専門性から、当

平野 英治

○

社の論理にとらわれず、企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であり、社外取締役に選任しています。なお、同氏と当社とは特別の利害関係ではなく、大株主企業および主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、定期的な会合や監査立会い等、必要に応じて隨時情報交換を行なうことで相互の連携を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 信久	他の会社の出身者													
岩村 修二	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 信久		—	金融機関における経験と、経営コンサルティング会社における経営者としての経験と知見が豊富であり、さらに、他社における監査役を経

			験されています。幅広い見識を当社の監査に活かすことができるため、社外監査役として適任であると判断し選任しています。
岩村 修二	○	—	検事や弁護士としての経験と知見が豊富であり、幅広い見識を当社の監査に活かすことができるため、社外監査役に選任しています。なお、同氏と当社とは特別の利害関係はなく、大株主企業および主要な取引先の出身者等ではないことから、独立性が高く、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

・株式報酬型ストックオプション制度

当社取締役の株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高める目的で、退職慰労金制度を廃止すると同時に、当社取締役及び執行役員(社外取締役除く)に対し、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

・株式報酬型ストックオプション制度

<対象者>当社取締役及び執行役員(社外取締役除く)

<発行実績>2014年度、2015年度、2016年度

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の報酬等の額を有価証券報告書、事業報告にて開示しています。

第92期(2015年4月～2016年3月)における当社取締役への報酬等の額は次の通りです。

取締役17名に308百万円

(注1)取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

(注2)当該事業年度に係る役員賞与については次のとおりであり、上記報酬等の額に含まれています。

・平成28年6月支給予定の役員賞与

取締役38百万円

(注3)上記のほか、次のとおりの支給があり、上記報酬等の額には含まれていません。

なお、平成26年6月25日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。

・ストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額

取締役65百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、平成26年6月開催の第90回定時株主総会決議において、取締役の報酬等の額を年額400百万円以内(使用人分給与を除く)と決議しています。また、これに加えて、平成26年6月開催の第90回定時株主総会決議において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額100百万円以内と決議しています。各取締役の報酬額については取締役会の決議により決定することとしています。なお当社は、内規において役員の報酬等の額の決定の方針について定めています。これらの方針に基づき、1年ごとに会社の業績や、経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し、役員の報酬等の額を決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会付議議案の内容等を事前に説明するなど、経営企画部のスタッフがサポートしています。
社外監査役に対しては、十分な情報提供を常勤監査役及び内部監査室のスタッフが行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の経営機関は、取締役会と監査役会を基本としており、さらに平成28年5月からは経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入しています。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役9名(2016年6月24日現在)で構成され、月1回の定例取締役会と必要に応じて開催する臨時取締役会において法令で定められた事項のほか、取締役会規則に規定された経営方針など経営に関わる重要事項の意思決定ならびに業務執行の監督を行なっています。

また、執行役員を中心に構成される経営会議を原則として毎月2回開催し、取締役会の定めた経営の基本方針に基づき、各種経営課題の審議及び業務執行に関する全般的な統制を行なっています。

当社ではCSR(企業の社会的責任)に関わる活動を推進するため、経営会議の下部機関としてCSR委員会を設置し、CSRに関する方針の立案とともに、リスクマネージメントの推進及び情報開示の統制をはじめCSR活動の推進を行っています。さらに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの徹底を図る活動の推進を行っています。

また、当社では様々な損失の危険に対して、事前に適切な対応策を準備すること等により、損失の危険を最小限にすべくCSR委員会の下にリスク管理部会及びBCM(Business Continuity Management)部会を設置し、リスク管理及び事業継続計画の定着と運用の徹底を図っています。

当社の監査役は、社外監査役2名を含む3名(2016年6月24日現在)の体制で監査役会を構成し、監査役会で策定された監査方針に基づき、取締役会への出席や、取締役等からの業務執行状況の聴取調査を通して、取締役の職務執行を監査しています。

また、内部監査を担当する内部監査室は、4名(2016年6月24日現在)であたっており、年度初めに定める内部監査方針及び内部監査実施計画に基づき、定期的に社内各部門及び関係会社の業務執行・経営状況を監査するほか、必要に応じて臨時監査を実施し、業務等の是正勧告を行っています。

なお、当社は全ての社外取締役および監査役との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法425条第1項に定める額を責任の限度としています。

会計監査については、新日本有限責任監査法人を会計監査人として選定しています。第92期の会計監査業務を執行した公認会計士は、堀越喜臣氏及び伊藤正広氏の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士17名、その他15名です。監査役・監査役会、内部監査室及び新日本有限責任監査法人の間では、定期的な会合も含め必要に応じて随時情報の交換を行うことで、相互の連携を高めています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、経営監視機能の客観性を高めるために、他社での豊富な経験と幅広い見識を有し、独立した立場で当社の業務執行を監督する社外取締役2名を含めた取締役会と、中立・公正な立場を保持している社外監査役2名を含む監査役会による監査体制を採用しており、加えて執行役員制度を導入し、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することにより、コーポレートガバナンスの強化と経営意思決定および業務遂行の迅速化を図っており、現体制が最適であると考えています。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	第92回定時株主総会は、2016年6月24日に開催いたしました。
その他	株主総会招集通知書をホームページ上に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、日本証券アナリスト協会にて代表取締役による会社説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	財務データ及び財務レポートをホームページ上で公開しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部に設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念に、環境保全・社会貢献について明示するとともに、「リケングループ倫理規範」に社会・地域との関係をはじめとして良き企業市民としての行動指針を規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証を継続しています。 CSR委員会によりCSR活動を全社的に推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「リケングループ倫理規範」に、社会・地域との関係の一項目として情報開示の基本方針を設定しています。
その他	当社グループが立地している地域社会への貢献として、事業所主催のお祭り、地元小中学校への科学図書寄贈、事業所施設の開放・見学会の開催など地域と共生する活動を進めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は以下の基本方針に則り、内部統制システムの整備に取り組んでおります。

■ 基本方針

当社及び当社の関係会社(以下「当社グループ」という)は以下のグループ経営理念および「顧客第一・法令遵守・基本重視・オープン・アクティブ・スピード」を行動規範として定め、企業活動を推進している。

さらに当社グループの役員及び従業員は、法令及び社会的規範に従い、リケングループ倫理規範、社内諸規定、及び社会的良識に基づいて業務を遂行することを基本方針とする。

<経営理念>

- ・私たちは地球環境を守り、社会に貢献する一級企業市民であり続けます
- ・私たちは株主の資本を効率的に活用し、グローバルに企業価値を創造します
- ・私たちは知識の向上と技術の革新を心がけ、世界のお客様に感動を与える製品を提供します
- ・私たちは高い志と広い視野を持って、常に変革を遂げていきます

当社は、この経営理念の下、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、より一層適切なグループ内部統制システムとすべく、整備に努める。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

2. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、企業の存続のためにはコンプライアンス(法令遵守)の徹底が必要不可欠であると認識し、すべての役員及び従業員が法令及び社会的規範を遵守し、公正な倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

- 1) 当社グループの取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、適正な事業活動を行う体制を構築するため、当社グループ全体に適用する倫理規範及び行動指針を定める。
- 2) 社会から信頼される経営体制を確立するため、社長直轄の全社委員会であるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
- 3) コンプライアンスの徹底を図るため、管理部は役員及び従業員へのコンプライアンス教育を体系的計画的に実施する。
- 4) コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。
- 5) 内部統制推進部内部監査室は、定期的に実施する内部監査を通じて会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規定が適正・妥当であるかを調査・検証し、監査結果を社長に報告する。
- 6) 上記のコンプライアンスに関する活動については定期的に取締役会に報告する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が業務分掌及び決裁基準に基づいて決裁した文書等法令及び文書管理規定に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、定められた期間保存する。

- 1) 法令及び文書管理規定に基づき、以下の文書(電磁的記録を含む)を関連資料とともに保存する。

(1) 法令に定めのある文書

- ・株主総会議事録(会社法318条)、取締役会議事録(会社法第369条)

(2) 文書管理規定に基づく文書

- ・経営会議議事録、技術委員会議事録、CSR委員会議事録、コンプライアンス委員会議事録
- ・その他取締役が委員長、議長となる会議委員会議事録
- ・取締役が決裁者となる決裁書
- ・その他文書管理規定に定める重要な文書

- 2) 上記文書について、法令に別段の定めのない限り、文書管理規定に基づき、文書毎に定められた所管部門が文書管理を行う。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、様々な損失の危険に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にすべく、組織的な対応について整備に努める。

- 1) 当社グループ全体におけるリスク管理体制を構築し、適切なリスク対応を実施するため、リスク管理基本方針を含むリスク管理規定及び関連する規定類を定める。
- 2) 社長直轄の全社委員会であるCSR委員会の下に、リスク管理部会(部会長:経営企画部長)及びBCM部会(部会長:管理部長)を設置し、リスク管理及び事業継続計画の定着と運用の徹底を図るために必要な諸活動を推進する。
- 3) リスク管理規定に基づき、当社グループにおける事業機会リスク及び事業活動遂行リスクについて、毎年リスクの発見と評価を行い、リスク対応計画を策定し、推進する。
- 4) 大規模な事故、災害、不祥事等の未然防止を図るとともに、発生した場合には、社長(又は社長が指名する者)を委員長とした危機対策本部を設置し、対応にあたる。
- 5) 上記のリスク管理に関する活動については定期的に取締役会に報告する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、環境変化に対応するため、中期経営計画及び年度経営計画を策定、推進する。経営計画の達成を目指し、日常的な取締役の業務執行の効率化に努める。

- 1) 取締役の業務及び決裁権限について、組織規定、業務分掌規定、決裁基準規定で定める。
- 2) 取締役会は経営の方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。
- 3) 取締役会の下に、社長が議長を務める経営会議を設置し(原則として月2回実施)、取締役会決議事項の事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行及び施策の実施等について審議し、意思決定を行う。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社も含めたリケングループとしての内部統制システムの構築を目指すとともに、「関係会社管理規定」に基づき、各子会社の自主性を尊重しつつ、適切なグループ経営に努める。

- 1) グループ経営として、経営理念や行動規範、コンプライアンスに係る規定マニュアルを関係会社と共有するとともに、リケングループ経営計

画を一体となって推進する。

- 2) 国内関係会社については経営企画部が、海外関係会社については国際事業統括部が、各社の取締役会への参加やヒアリング等を行い、経営の適法性・効率性の確認を実施する。
- 3) 関係会社に対して内部統制推進部内部監査室が定期的に監査を実施する。
- 4) 主要な関係会社については当社監査役が監査役に就任し、会計監査及び業務監査を実施する。

7. 監査役の職務を補助する従業員について

監査役からその職務を補助すべき専任の従業員について求めがある場合、監査役と事前に協議の上、当該従業員を配置する。

8. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

前項の従業員は、取締役からの指揮命令を受けず、監査役の指揮命令下に置き、人事異動及び考課については、事前に監査役に報告を行い、了承を得るものとする。

9. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他事業運営上の重要事項を監査役に報告する。監査役に報告した役職員が、その報告を行ったことを理由として、不利益な取り扱いを受けないこととし、その旨を周知徹底する。

監査役に報告すべき事項及び報告の方法について、監査役と協議の上設定し、取締役及び従業員は、適切な報告を実施する。

また、監査役が出席又は資料を閲覧する会議委員会について、監査役と協議の上設定し、監査役は、会議委員会に出席あるいは会議資料・議事録の閲覧を行う。

10. 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理等所要の費用の請求を監査役から受けた場合は、監査役の職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、その費用を負担する。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は社長と相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつとともに、内部統制推進部内部監査室、会計監査人、関係会社監査役と連携を保ち、監査役の監査の実効性確保に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- 1) リケングループは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力との関係遮断を図り、一切係わらない。反社会的勢力との関係遮断は、法令遵守に関わる重大な問題ととらえ、反社会的な要求を断固として排除し、必要に応じて当局へ通知する。
- 2) 業務に関連した詐欺・恐喝等の不正・犯罪に対しては、個人での対応を回避し、会社として毅然たる態度で臨む。
- 3) 自ら或いは他の従業員が、反社会的勢力から何らかのアプローチを受けた場合は、速やかに役員又は管理職に報告し、その指示に従うものとする。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- 1) 管理部に対応統括部署をおき、関連部門と協力して活動しています。
- 2) 公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会ならびに麹町地区特殊暴力防止対策協議会に所属し、研修を受けるとともに、統括部署において、警察や弁護士等の外部専門機関や他企業との間で定期的に反社会勢力に関する情報を交換しています。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、大規模買付者が現れた時に十分な情報と検討する時間を確保し、株主の皆様が適切な判断ができるようにするための仕組みとして、大規模買付行為に関する対応策を導入しています。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社の在り方について、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。

したがって、株式会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの最終的な判断も、株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかし、当社株式の大規模買付行為等の中には、その目的等からみて株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、当社の取締役会や株主買い付け内容について判断するための合理的に必要となる時間や情報を提供しないもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもあります。このような不適切な大規模買付を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

(2) 導入の目的

当社は、会社支配に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取り組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本プラン」といいます)を導入しています。

(3) スキームの概要

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とする目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、こうした行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける、大規模買付時の情報提供と検討時間の確保に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます)は、1)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して充分な情報を提供し、2)情報提供後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

しかし、大規模買付者が上記の大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または遵守してもその行為が当社に回復し難い損害をもたらし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等の対抗措置をとる場合があります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の合理性・公正性を担保するために、取締役会は独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮詢し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、または社外有識者から選任された委員で構成します。

本プランの有効期限は、平成31年6月に開催される当社第95回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され、発効した後であっても、1) 当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、2) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

当社は、平成19年6月28日開催の第83回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、直近では平成28年6月24日開催の第92回定時株主総会において、本プランの継続について承認を得ています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 適時開示に係る当社の基本方針

当社は、「リケングループ倫理規範」において、情報開示に関し、「社内外のステークホルダーに信頼される企業としてのアカウンタビリティを果すため、正確で適切な情報の適時開示を行なうこと」を基本方針とする旨を定め、役員及び従業員に徹底し、会社情報の適時適切な開示に努めております。

(2) 適時開示に係る社内体制

適時開示の担当部門は経営企画部とし、有価証券報告書、決算短信等の決算に関する情報につきましては、経営企画部経理室を担当部門としています。

決定事実及び発生事実に関する情報は、経営企画部長(情報取扱責任者)が情報を収集・管理し、適時開示規則に定められた事項に該当するか否かの判断を行っております。

重要な決定事実及び決算に関する情報については、取締役会に付議され、承認後速やかにその開示を行っております。また重要な発生事実については、代表取締役社長に報告の上、発生後遅滞無く適時開示を行ない、取締役会にその報告がなされます。

経営企画部長は、適時開示規則に定められた事項に該当する場合は、社内規定である内部者取引防止規定に基づき、内部情報管理及び自社株式取引規制を徹底するとともに、適時開示後自社ホームページに公表資料を掲載し、情報の周知徹底を図っております。

なお、CSR(企業の社会的責任)委員会では、内部統制やリスクマネジメントの体制整備に取組んでおり、適時開示を含む情報の開示統制について、当社グループ全体の統括を行なっております。

【コーポレートガバナンス体制模式図】

